

大津市生涯学習推進計画及び大津市子ども読書活動推進計画（第五次）
策定支援業務仕様書

- ・ 本仕様書は企画提案作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。
- ・ 企画提案競争後、大津市は契約候補者と協議を行い、双方の合意が得られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結するものとする。

1 業務名

大津市生涯学習推進計画及び大津市子ども読書活動推進計画（第五次）策定支援業務

2 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 目的

本市では、教育基本法第3条の生涯学習の理念に基づき、市民の生涯にわたる学習を支援することと併せ、つながりづくりや学習成果の活用促進に重点的に取り組み、本市の生涯学習の推進を図るため、「大津市生涯学習推進計画」（令和4年度から令和8年度）を策定し、諸施策に取り組んできた。

また、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定および国や県の計画に基づき、「大津市子ども読書活動推進計画（第四次）」（令和4年度から令和8年度）を策定し、子どもの読書環境の整備や発達段階に応じた読書活動の支援及び推進に取り組んできた。

この2つの計画はいずれも、市で策定する大津市総合計画及び大津市教育振興基本計画（大津市教育大綱）を上位計画とし、社会教育に関する計画として位置付けられるものである。また、大津市生涯学習推進計画は、社会教育の総合的な計画として、子ども読書活動の推進を施策に内包していることから、策定にあたっては、両計画の位置づけや体系、関連性を考慮しながら、それぞれ立案する必要がある。

本業務は、国・県等の動向や、市の関連計画との整合を図るとともに、現計画の成果や課題について調査・分析を行い、新たな課題等を反映した「大津市生涯学習推進計画」及び「大津市子ども読書活動推進計画（第五次）」（以下、「新計画」）の策定を支援することを目的とする。

4 計画期間

令和9年度から令和13年度とする。

5 業務内容

（1）スケジュールの提案及び進行管理

計画策定におけるスケジュールの提案及び進行管理を行うこと。なお、新計画の策定に係る主な予定は以下のとおりである。

- ・ 市民アンケート調査の実施 令和8年 6月上旬
- ・ 計画骨子の作成 令和8年 7月中旬
- ・ 計画素案の作成 令和8年 10月上旬
- ・ パブリックコメントの実施 令和8年 12月下旬

- ・計画最終案の作成 令和9年 1月上旬

(2) 計画策定にかかる各種会議の運営支援

会議資料の作成、参考資料の提供、会議結果の取りまとめ、会議録の作成、意見集約及び計画への反映等を行うこと。なお、会議は以下のとおりである。

- ・大津市社会教育委員会議（会議出席の必要あり、4回程度）
- ・教育委員会定例会（会議出席はなく、資料作成等のみ）
- ・大津市生涯学習推進本部（会議出席はなく、資料作成等のみ）
- ・大津市子ども読書活動推進委員会（会議出席はなく、資料作成等のみ）

(3) 生涯学習及び子ども読書活動に関する市民アンケート調査の実施

市民の生涯学習及び子ども読書活動に関する現状を把握し、今後の生涯学習及び子どもの読書活動の推進に関するニーズや課題等を把握、分析するためアンケート調査を実施すること。

アンケートは以下の2種類（①及び②）を実施する。

①生涯学習に関する市民アンケート調査

対象者数：3,000名（18歳以上の無作為抽出の市民）

【調査項目】50問程度

【調査方法】調査票の配布は紙媒体での郵送とし、回答はweb回答のみとする

※回答を促し、かつ、回答が容易にできるための工夫を提案すること。

【調査工程案】

- ①市民アンケートに関する先進自治体等の状況調査、情報収集、資料提供
- ②対象者の抽出
- ③宛名ラベルの作成
- ④調査票の項目選定やレイアウトなどの設計
- ⑤調査票及び回答依頼文の作成
- ⑥発送用封筒の作成
- ⑦調査票及び回答依頼文の封入及び発送
- ⑧Web回答フォームの作成、管理
- ⑨調査結果の集計（クロス集計含む）、分析
- ⑩自由回答のカテゴリー別集計
- ⑪調査報告書作成

【役割分担】

大津市

調査工程のうち「②対象者の抽出」「③宛名ラベルの作成」

受託者

調査工程のうち「②対象者の抽出」「③宛名ラベルの作成」以外の工程

市民アンケートに係る経費は受託者の負担とする。

②子ども読書活動推進計画に関するアンケート調査

標本数：

市内 就学前児童（4歳児）保護者

250人

市内 小学4年生及び中学2年生の児童生徒	250人
市内 小学4年生及び中学2年生の保護者	250人
市内 子ども読書活動団体	50団体

【調査項目】各30問程度

【調査方法】web回答（調査票の配布及び回答の回収については大津市が実施）

【役割分担】

大津市

- ・対象者の抽出（市内を8ブロックに分けて調査対象校園を選択）
- ・調査票の印刷、封入、配布、回収

受託者

- ・調査票の設計
- ・調査結果の集計（クロス集計含む）、分析
- ・自由回答のカテゴリー別集計
- ・調査報告書の作成

（4）大津市生涯学習推進計画及び大津市子ども読書活動推進計画（第五次）の策定

大津市生涯学習推進計画、大津市子ども読書活動推進計画（第五次）をそれぞれ個別に策定すること。

① 現状把握及び分析

国や県、本市上位計画、他市町等の施策や方針、市民アンケート調査の結果、現計画の進捗状況等を分析し、委託者と協議の上、計画案に反映させる。

② 素案の作成

（3）のアンケート調査結果や（4）①の現状把握及び分析等を踏まえ、新計画の骨子及び素案を作成すること。

③ パブリックコメントに係る支援

パブリックコメントの実施に係る必要な資料等の提供、市民からの意見の整理及び回答案の作成支援を行うこと。

④ 計画案のブラッシュアップ

各種会議やパブリックコメントで出された意見を参考に素案等のブラッシュアップを適宜行うこと。

⑤ 計画書及び成果物の作成

各種会議やパブリックコメント等で得られた意見を反映した計画書を、委託者と協議の上、作成する。市民にとって理解しやすい構成、内容となるよう編集すること。

成果物の概要：計画ごとに本編及び概要版の2種類を作成すること。製本は行わず、ワードやパワーポイント等のデータ納品とする。

（5）その他

（1）から（4）に掲げるものの他、計画策定に関する必要な助言を行うこと。

また、本業務において実施したアンケート、各種会議、パブリックコメント等の実施経過及び記録を整理し、委託者に提出すること。

(6) 自由提案

上記(1)から(5)に加えて、計画策定に資する効果的な取組や手法を予算の範囲内で提案すること。

6 事業の運営にかかる要件

- (1) 実施体制を明確にし、実施計画(工程や期間)を策定すること。
- (2) 各業務の実施に際しては、事前に本市と協議し業務内容について了承を得ること。
- (3) 月1回以上のミーティング(対面またはオンライン)を実施すること。なお、打合せには本業務の主担当者が出席することとし、やむを得ない事情で出席できない場合は委託者に連絡すること。
- (4) 本事業の成果物及び各業務実施において作成した資料等の所有権及び著作権は、全て本市に帰属するものとする。
- (5) 本業務の履行に際し、第三者の著作物、特許、実用新案その他の知的財産を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (6) 受託者は、本業務実施中に生じた受託者の責めに帰すべき諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとする。
- (7) 本事業の履行にあたっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、本契約履行上知り得たいかなる事項も他に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (8) 各業務の実施に当たり作成された書類、データの使用、保管にあたっては、紛失・漏洩等が生じないように厳重に管理すること。
- (9) 本仕様に定めのない事項については、双方で協議の上決定すること。